

中世「骨寺村在家絵図」に描かれた小村落 (2)

— 保有耕地の復元から考究する歴史時代における 散居・小村落の成立と構造・(4) —

岡 村 光 展

はしがき

第I章 在家絵図に描かれている水田ブロックの明治期における所有状態 (続)

第II章 明治期の各字における耕地所有の状態

第III章 昔日の農業経営と中世の在家 (結び)

はしがき

筆者は、史料に記載された在家と残された絵図とが一致する唯一の場所として著名な「骨寺村在家絵図」に描かれている一閑市本寺地区ほんでらに関して、明治前期の耕地景観の精密な復元とその所有形態の分析、および同族集団の存在形態の考察から、在家の構造と小村落の展開についての試論を¹⁾展開した。

しかし、紙数の制約もあり、本寺地区の中では、本寺川南部の字駒形の事例の報告のみに限られた。本稿では、字駒形に東隣する字沖要害と、本寺川を挟んで北側に位置する字要害とを中心に同様な考察を加えた。前稿(注1の筆者の論文を以下「前稿」と表記する)と併せることにより、「骨寺村在家絵図」に描かれている全範囲の明治期における精密な耕地景観を、筆者の製図に²⁾より提示することも目的の一つである。

本稿でも紙数の都合上、同じ図面の重複掲載を避けたため、今時は「骨寺村在家絵図」を掲載しなかった。前稿掲載の第1図を参照されたい。また、明治

期における農家と小同族集団についても同様、前稿掲載の第3図を参照されたい。

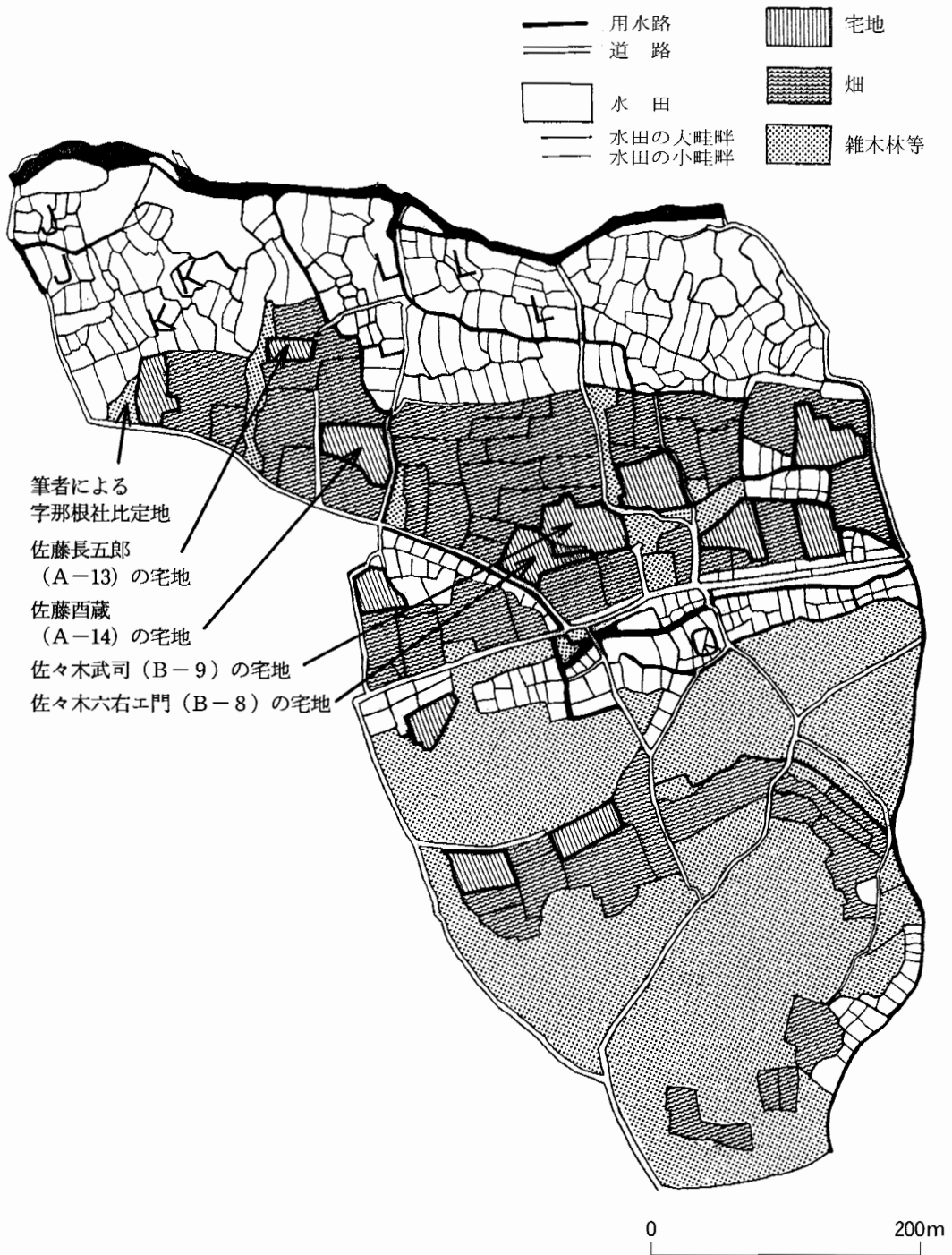
I 在家絵図に描かれている水田ブロックの明治前期における所有状態 (続)

前稿においては字駒形のみに限られたので、本稿ではそれ以外の字沖要害、字要害、字若神子についても触れたい。

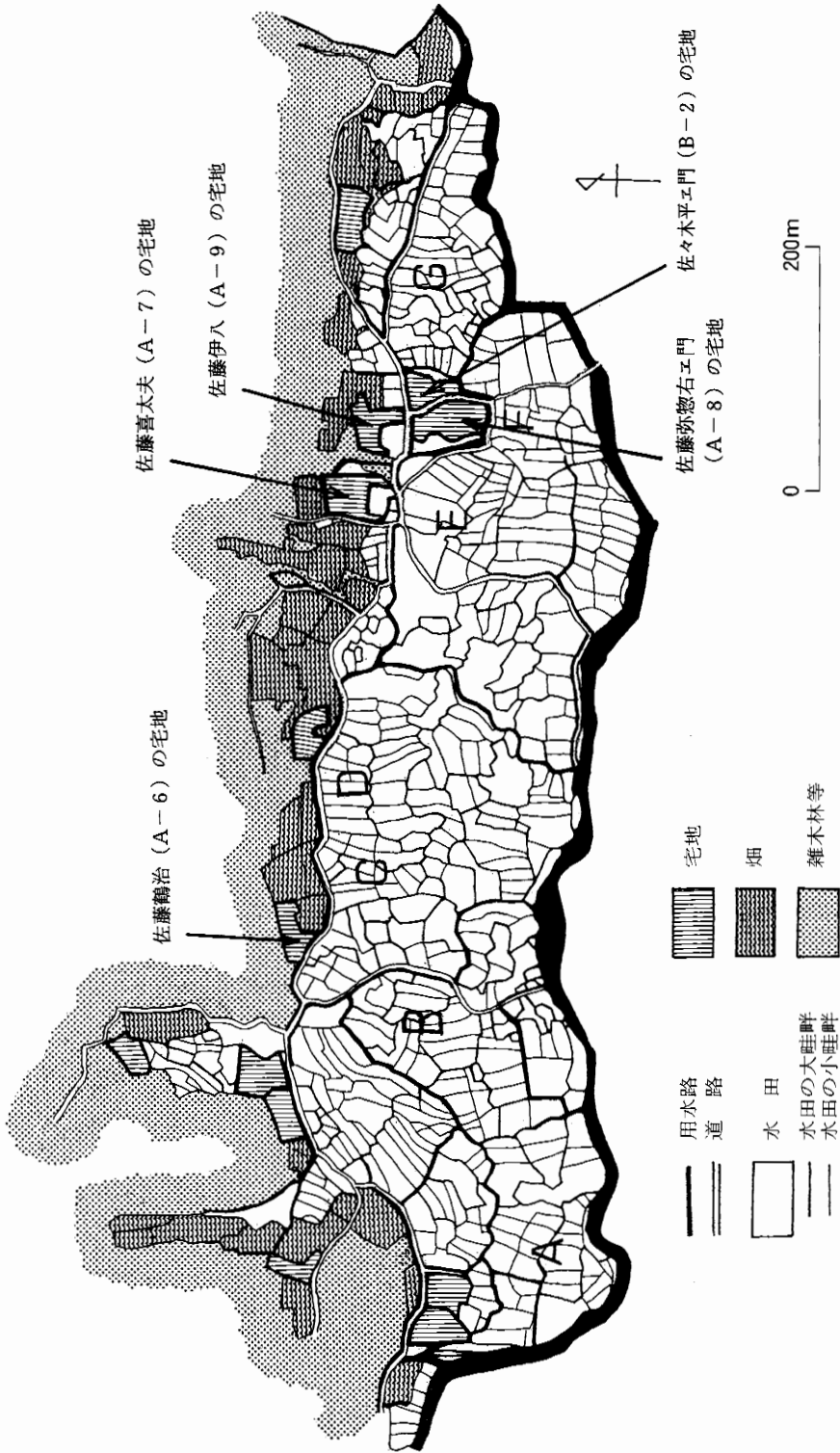
字沖要害

まず、在家絵図の **j** および **k** の水田ブロックは明治の字沖要害の **J** および **K** に当たる(第1図)。本寺川から少し南に離れている位置や、筆者が比定した字那根社の北に当たる点も一致している。明治期にはそれらの一部が字駒形の佐々木寅之助家(B-5)と大山文治郎家(D-1)により所有されている。在家絵図の **j** および **k** ブロックに関係している在家屋敷は、家系の継承・置換は別としても、本寺川のすぐ南に位置している字駒形の佐々木寅之助家(B-5)の屋敷地に該当するように思われる(第4図)。

次に、在家絵図の **l** 水田ブロックの西部分に関係

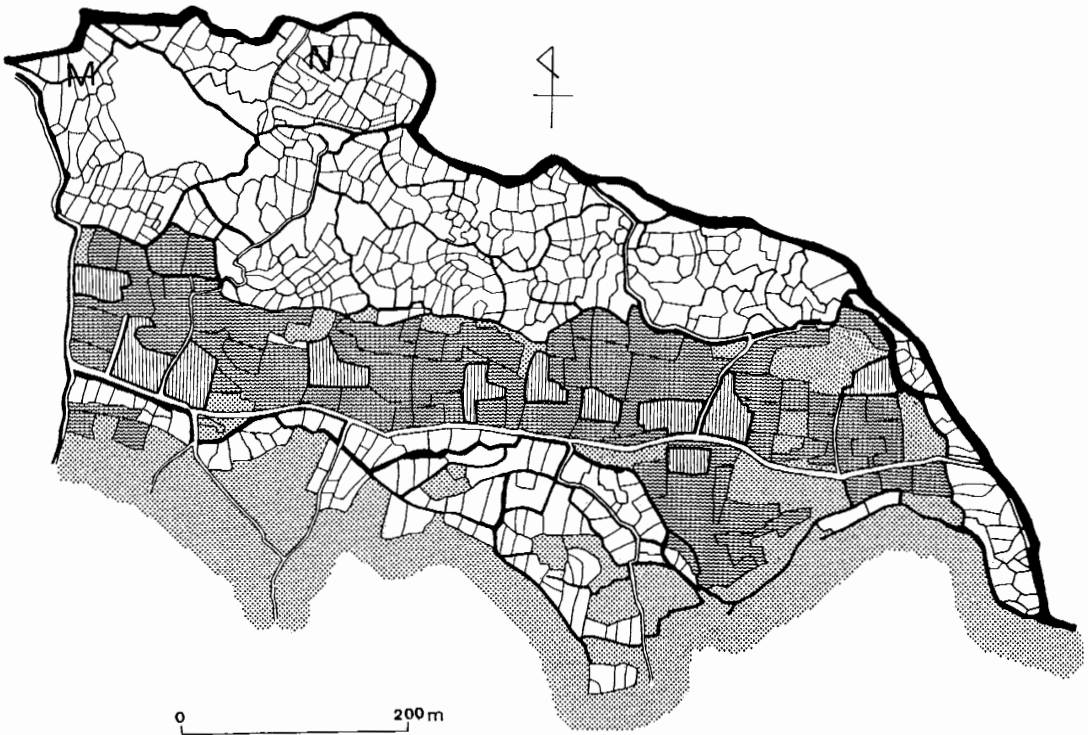


第1図 明治期の字沖要害の耕地敷地
 (J, K, L, Qは、在家絵図中の水田ブロック, j, k, l, qが比定される水田区画)



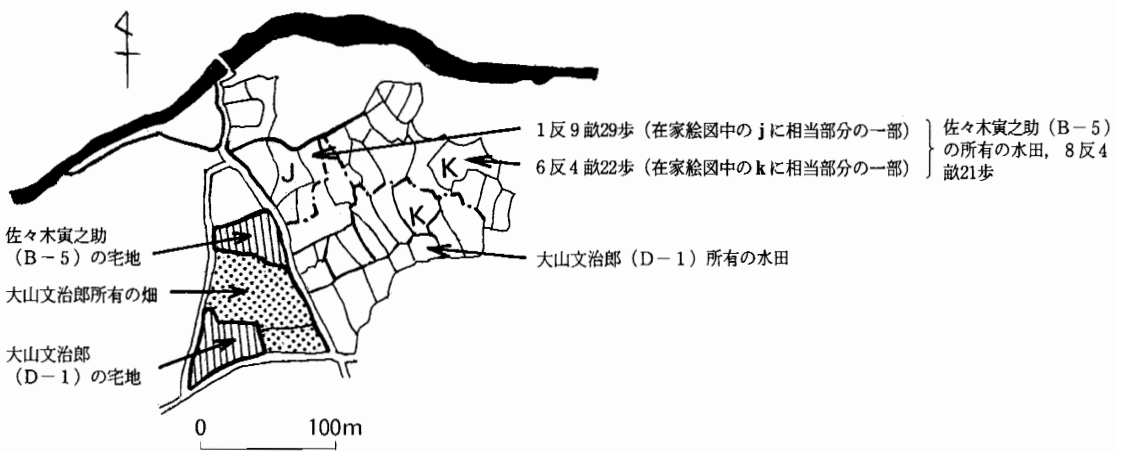
第2図 明治期の字要書の耕地と屋敷

A, B, C, D, E, F, Gは、在家絵図中の水田ブロック, a, b, c, d, e, f, gが比定される水田区画

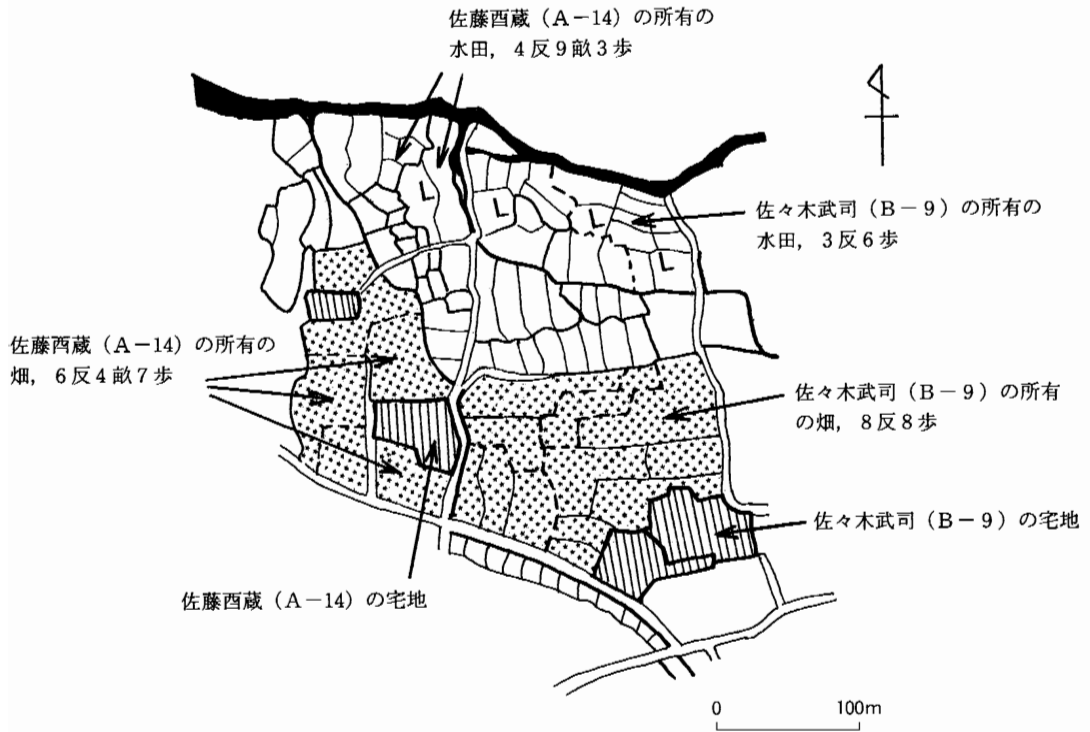


第3図 明治期の字若神子の耕地と屋敷

M, Nは、在家絵図中の水田ブロック、m, nが比定される水田区画



第4図 在家絵図中のjおよびk水田ブロックの明治期における所有状況



第5図 在家絵図中の1水田ブロックの明治期における所有状況

していた在家屋敷は、明治期の佐藤長五郎家 (A-13) と佐藤西蔵家 (A-14) の中間付近に位置し、明治期には畑地になっている。吉田に²⁾よる調査によっても、享保期に存在したのは前者佐藤長五郎家の場所の1軒である。ところが、在家絵図に描かれている1水田ブロックのうち西部分の水田を明治期に所有していたのは佐藤西蔵家であり、この部分の水田4反9畝3歩を含めた同家の所有耕地面積の大きさを考慮すれば、在家絵図の1水田ブロックの西部分の水田保有に関係していたのは、佐藤西蔵家と考えられよう(家系の継承・置換は不明、第5図)。この事例でも保有水田と在家屋敷とは離れており、屋敷の周囲は畠であったと考えられる。明治期の佐藤西蔵家も屋敷周囲に6反4畝7歩もの畑を所有している。

次に、在家絵図に「在家跡」と記されている部分の東の水田ブロックqは、勾玉状の形状に描かれている。明治期の図面においても宇沖要害の中央部の凹地状の低湿地に、細長い勾玉形状の水田区画を見

出す事が出来る(第1図中央のQ)。このように、在家絵図に描かれた水田ブロックの形状は極めてリアルな表現がなされていることが、本事例からも分かる。q水田ブロックは、在家絵図において磐井川沿いの段丘崖のすぐ北に描かれているが、これは宇沖要害の南半分を占めていた段丘面の原野・雑木林が省略されているためである(前稿の第2図参照)。

かくして在家絵図のq水田ブロックの位置が明治期の図面上に確認できたことにより、この北西部に描かれている在家屋敷の位置も、明治期の佐々木武司家(B-9)もしくは隣の佐々木六右衛門家(B-8)のいずれかの屋敷に比定されることが分かる(第5図)。吉田に⁴⁾よっても、ここに享保年間に2軒の屋敷の存在が報告されている。筆者の聴き取りによれば、佐々木武司家の家系は非常に古い。また、在家絵図に描かれているこの在家屋敷から、宇那根社およびq水田ブロックまでの距離と方位を、明治期図面におけるそれらと厳密に対照すれば、この在家屋敷は佐々木武司家の屋敷位置に該当するこ

とが分かる。さらには、在家絵図の1ブロックの東部分の水田(3反6歩)を明治期に所有していたのも佐々木武司家であることから(第5図)、在家屋敷を継承しているのは、当時からの家系の継承・置換は不明としても、佐々木武司家(B-9)であると考えられよう。ここで注目されるのは、在家絵図においてこの在家屋敷の周囲には、水田が全く描かれていないことである。明治期における佐々木武司家の所有水田も、在家絵図の1ブロックを継承していると考えられる上述の本寺川南岸沿いの3反6歩のみで、屋敷の近くには水田は存在しない。これとは対照的に、屋敷の北側には8反8歩もの畑地を所有しており、水田面積に比して畑の多さも注目される。明治期においてさえ所有水田が本寺川南岸沿いに限られていたならば、何故、居をもう少し本寺川に近い北寄りに構えなかったのか。在家の再生産の基盤が、帛に多くを依存していたことを物語る貴重な事例と言えよう。

佐々木武司家は、字沖要害の南部に展開している他の佐々木家5軒と同族集団(親類付き合い)を構成している。灌漑用水を本寺川に頼る水田面積には限界があったために、畑作を進めながら字沖要害の段丘面を開拓し分家を析出していった様相がうかがわれる。

字要害

骨寺村の中心を成していた字で、在家絵図に描かれている11の屋敷(経蔵別当御休所を除けば10)の内の6軒(同5軒)が含まれている。明治の図面でも平坦な盆地底はすべて水田で、畑地は盆地周囲の緩傾斜部分に分布している。一面に水田が展開しているので、字駒形や字沖要害のような方法で在家絵図に描かれている水田ブロック位置を明治の図面上に厳密に特定してゆくことは困難ではあるが、在家絵図に描かれている水田ブロックa~gの、明治の図面上のおよその位置は第2図に示したA~Gである。

字要害の主要部分において、佐藤弥惣右エ門家(A-8)、佐藤伊八家(A-9)、佐藤喜太夫家(A-7)、それに西方に少し離れて佐藤鶴治家(A-6)が、一つの同族集団を構成している。これが在家絵図の水田ブロックc~fに関係していると考えられる。明治期にもC~F部分の水田の多くは、この内の3軒と、佐藤同族集団には入らない佐々木平左エ門家(B-2)により一部が所有されている。佐藤同族集団(親類付き合い)は、本寺川を越

えて前述の字沖要害の佐藤長五郎家(A-13)と佐藤酉蔵家(A-14)も含んでおり、本寺地区の中核的存在であったことを示している。佐々木平左エ門家(B-2)も本寺川を越えて、字沖要害の佐々木忠喜知家(B-14)と同族的紐帯を結んでおり、本寺川を越えて占い分家が存在した様相を伺わせている。

字若神子

明治の図面において字若神子の北西部分に短冊形の水田区画が見られ、これが在家絵図のmおよびn水田ブロックに当たると考えられる(第3図のMおよびN部分)。明治期M部分の水田は本寺川を越えて字要害の佐藤弥惣右エ門家(A-8)の所有であったことが注目される。明治期の字若神子も主な水田は本寺川の南岸部分に集中し、字の中央部分には畑や列状の村落が存在していた。在家絵図当時にもこのような場所を選好して、水田ブロックや在家の屋敷が存在していたと考えられるが、眺望可能な範囲外として在家絵図には描かれていない。

II 明治期の各字における耕地所有の状態

在家絵図に描かれている水田ブロックの明治期における所有状態については、前稿および本稿の第I章において詳述した。本章では、それぞれの字全体について明治期の耕地所有の状況を概観し、村落の発展を探りたい。ただし、対象の範囲は、在家絵図にその字の全部分が含まれている字駒形、字沖要害、字要害に限った。さらには、明治期における字ごとの耕地所有状態の復元図の提示も、紙数の制約上割愛せざるを得なかった。これらは、より詳細な保有耕地の遡及的分析を期して、次稿に提示したい。

字駒形

在家絵図の水田ブロックに係わる明治の図面におけるHおよびI部分の耕地所有についての佐藤篤治家(A-10)と佐藤政蔵家(A-11)の耕地所有に関して、前稿において詳述した。両家と同じ同族集団に入る佐藤八兵衛家(A-1)、佐藤代治家(A-12)および佐々木徳吉家(B-4)により字駒形の中央部~西部の水田は占められている。

ここで、字の南西部に居を構えている佐々木徳吉家が佐々木姓でありながら佐藤姓の同族集団に入っている事が注目される(前稿第3図)。ある家が絶家した後、(散田前の手続きを経て)その耕地と屋敷を踏襲する場合には、屋敷名と同族集団の枠組み

は絶家した元の家のそれに従うが、姓は当然自分のものを名乗る、というのが一般である。佐々木徳吉家の場合もこのケースに当たると考えられよう。

在家絵図には、この南西部分には屋敷は描かれていないものの、水田ブロック **o** が描かれている。明治期の図面でも **O** 水田区画部分は明瞭で、上述の佐々木徳吉家 (B-4) と、一部が駒形根神社の別当を代々勤仕してきた平山惣兵衛家 (C-1) などにより所有されている。

字沖要害

第 I 章において触れた在家絵図中の **I** 水田ブロックに当たる明治期の図面中の **L** 部分の水田に関して、**L** 部分の西半分を所有しているのが前章において詳述した佐藤西藏家 (A-14) である。また、東半分は同様の佐々木武司家 (A-9) により所有されている。両家の屋敷の位置も在家絵図に描かれている 2 軒の屋敷位置とも概ね一致しており、聞き取りによる佐々木武司家の家系の古さも考慮すれば、このような水田の保有形態が在家絵図当時からそのまま続いている事も十分考えられよう。前稿においても触れた如く、両家とも明治期には畑の所有面積は多く、かつて中世においても畠が再生産の重要な基盤であったことを示している。

字沖要害の南部の段丘上には佐々木姓の農家が多くつか点状にあり、佐々木武司家を含めた同族集団を構成している。佐々木武司家を核に、灌漑用水上からは限られていた水田の開発と、それを補完する畑 (畠) の開発を通して段丘面の開発を進めてきた様相が伺える。また、この字の北西部には字要害の佐藤同族集団に入る佐藤西藏家の耕地が、北東部は同じく字要害の佐々木平左衛門家の同族集団に入る佐々木忠喜知家の耕地が多い。

字要害

家系の継承・置換は不明としても、在家絵図に描かれている屋敷地を明治期に所有していると考えられる農家が、在家絵図中の水田ブロック **c**, **d**, **e**, **f** に比定される明治の図面で **C**, **D**, **E**, **F** 部分の水田を所有しており、ここでも在家屋敷と水田ブロックが一致になっていることが分かる。具体的には、**C**, **D**, **E**, **F** は字を越えて展開する佐藤同族集団に属する農家 6 軒の内の 3 軒と、佐々木同族集団に属する農家の内の 1 軒により所有されている。この佐藤 3 軒の明治期における各水田所有面積は、字内だけでもそれぞれ 9 反以上有り、在家絵図に描かれ

た水田ブロックから切り添え的に水田開発を進めた様相が伺われる。

これに対して、字要害の西部の水田の多くは、これらの同族集団には属さない数軒の佐藤家などにより所有されている。この部分で何故同族的紐帯が形成されなかったのかは不明であるが、同族的紐帯の形成時期と形成契機の解明のヒントが得られると考えられるので、今後の分析に期したい。

以上、字駒形、字沖要害、字要害の字ごとに概観した明治期における各農家の所有耕地を、本寺地区全体として見れば、本寺地区 (本寺盆地内) の耕地の大部分は、本寺地区の農家により所有されており、他村の寄生地主による耕地所有は無い (第 2 表)。また、耕地所有面積に関しても、村内の階層分化もそれほど大きくはない (第 1 表)。字要害、字駒形、字沖要害、字若神子の 4 字に限れば、2 町を超えるのは 9 軒に過ぎない。とくに白字 (その農家が居を構えている字) 内の水田の所有面積に関しては、大半の農家が 1 町未満で、数反以下の農家が多い。

在家絵図において区画が明瞭な **p** 水田ブロックを継承していると考えられる大山頼治 (D-3) 家の白字 (字駒形) 水田は 5 反 6 畝 27 歩、**h** 及び **i** 水田ブロックを継承していると考えられる佐藤篤治 (A-10)・佐藤政蔵 (A-11) 両家の白字内の水田面積の合計は 6 反 4 畝 17 歩であった。このように、数反程度の水田の経営と、それを補填する畠作を営んでいた在家農民が、徐々に切り添え的に耕地開発を進めいった様相が伺われる。

畜力耕さえも普及していない時代には、1 町を超えるような規模の手作りの水田経営は困難であった。当地では、第二次大戦前まではこのような農業経営が一般であったと考えられる。当時の水田所有面積が大きい農家に関しては、自作地と小作地の区分の復元作業を試みるにより、手作りの耕地面積の正確な把握をせねばならないが、手作りでは自ずと限界があった。畜力耕を伴わない時代の農業技術に関しては、古来下たる農具であった鎌や鋤、それに鎌の形態にはほとんど変化はなく、田植えから稲刈りまでの作業にも大きい進歩はなかった。当地においては、中世から畜力耕普及期 (第二次大戦中から戦後頃) までは、このような農業経営が行われていた筈である。筆者は幸い、聞き取りにより畜力耕普及以前の農業の概略を復元することが出来た。当時の農業経営の姿を可能な範囲で復元し、在家の農業経営の姿に迫りたい。

第1表 明治期の土地台帳による地目別および自字内・自字外の所有地面積(反・畝・歩)

字名	所有者	自字内			小計	自字外			小計	合計
		田	畑	宅地		田	畑	宅地		
要害	○ 佐藤弥惣右エ門 A-8	10・9・19	2・2・07	1・7・10	14・9・06	冲要害	2・5・17	・5・10	3・0・27	18・0・03
	○ 佐藤伊八 A-9	9・3・20	3・5・28	1・1・19	14・1・07	駒形		1・8・23	1・8・23	27・9・21
	○ 佐藤喜太夫 A-7	4・0・04		1・0・25	1・4・29	若神子	9・3・03	2・6・18		1・4・29
	○ 佐藤鶴治 A-6	9・6・22	3・4・12	1・0・23	14・1・27					14・1・27
	※ 佐々木平左エ門 B-2	1・7・23	1・3・08	1・1・25	4・2・26	冲要害	1・8・18	2・0・17	3・9・05	10・0・29
	佐々木 亀吉 B-3	4・7・17	1・9・00	・7・28	7・4・15	若神子	1・9・15		1・9・15	
						冲要害		1・4・18	1・4・18	
	先々木 貞吉 B-1	9・2・17	2・8・22	・6・24	12・8・03	若神子		4・20	3・8・19	
						冲要害		5・22	・5・22	
	佐藤利吉 A-4	1・7・17	・5・00	・6・01	2・8・18	若神子	・4・08	・1・01	・5・09	
	佐藤利平 A-3	9・6・07	3・0・04	・8・27	13・5・08					13・5・08
	佐藤兵治 A-5	7・2・28	・9・22	・6・02	8・8・22					8・8・22
	佐藤兵三郎 A-2	7・1・22	4・4・04	・7・17	12・3・13					12・3・13
佐藤八兵エ A-1	3・0・21	・9・06	3・4・06	7・4・03					7・4・03	
平山惣兵エ C-1	・8・01	10・5・03	・9・17	12・2・21					12・2・21	
駒形	佐藤政蔵 A-11	1・1・05	6・9・10	・7・15	8・8・00	要害	4・2・26		4・2・26	
						冲要害	2・1・05		2・1・05	15・2・01
	佐藤篤治 A-10	5・3・12	2・6・06	1・4・14	9・4・02	要害	5・2・05		5・2・05	14・6・07
	佐藤八兵エ A-1	15・6・01	6・7・02	1・8・03	24・1・06					24・1・06
	佐藤代治 A-12	5・5・07	2・3・05	・8・07	8・6・19	要害	1・2・04		1・2・04	9・8・23
	佐々木 徳吉 B-4	7・6・25	7・9・21	1・5・01	17・1・17					17・1・17
	大山文治郎 D-1	2・1・12	4・6・04	2・0・24	8・8・10	冲要害	4・7・03		4・7・03	
						要害	・8・14		・8・14	13・5・13
	大山頌治 D-3	5・6・27	5・2・04	1・1・27	12・0・28	冲要害	・3・12	・6・23	1・0・05	
						要害	3・1・14		3・1・14	13・9・17
	大山廣吉 D-2	2・0・19	5・5・02	1・2・08	8・7・29	冲要害	・1・09		・1・09	
						若神子	・4・13		・4・13	12・5・05
	佐藤伊作	・1・06	・3・01	・・05	・4・12					・4・12
	△ 佐々木 寅之助 B-5	8・12	3・1・24	1・1・29	5・1・05	要害	8・2・22	1・0・18	9・3・10	14・4・15
△ 佐々木 寅松 B-6	1・6・19	1・2・21	1・2・03	4・1・13	冲要害	3・6・02		3・6・02	7・7・15	
△ 佐々木 時次郎 B-7			1・1・12	1・1・12	要害	・3・14		・3・14	1・4・26	
冲要害	○ 佐藤長五郎 A-13	2・1・03	3・4・22	1・0・24	6・6・19	駒形	・・18		・18	
						要害	2・3・24	・2・12	2・6・06	9・3・13
	○ 佐藤西蔵 A-14	7・9・16	11・2・26	1・0・16	20・2・28	駒形	・9・27	・2・05	1・0・02	
						要害	4・8・09		4・8・09	26・1・09
	佐々木 武司 B-9	3・0・06	8・0・08	2・2・07	13・2・21	若神子	・8・04		・8・04	14・0・25
						要害	8・2・06		8・2・06	18・3・09
	佐々木 庄松 B-13	5・9・24	1・3・11	・9・06	8・2・11	要害	3・3・15		3・3・15	
						若神子		・7・10	・7・10	12・5・19
	佐々木 重蔵 B-11	2・1・01	5・3・18	・8・23	8・3・12	下真坂	・2・13		・2・13	
						駒形	1・2・23	6・7・06	7・9・29	20・4・02
	佐々木 三五郎 B-10			・1・08	・1・08	要害	4・0・21		4・0・21	
										・1・08
	佐々木 留蔵 B-12	4・1・18	6・7・23	1・5・27	12・5・08	駒形	・4・23	3・2・10	3・6・24	
						要害	9・4・13		9・4・13	25・6・15
佐藤秀治			2・2・00	2・2・00					2・2・00	
					駒形	2・5・07	・8・22	3・3・29		
※ 佐々木 忠喜知 B-14	5・7・28	5・3・03	・4・00	11・5・01	要害	8・6・08		8・6・08		
					若神子	9・7・10	1・3・14	11・0・24	34・6・02	

字名	所有者	自字内			小計	自字外			小計	合計	
		田	畑	宅地		田	畑				
岩	佐々木 徳三郎 B-15	8・5・19	3・1・12	1・9・17	13・6・18					13・6・18	
	佐々木 三右エ門 B-16	2・4・18	・8・19	1・7・10	5・0・17					5・0・17	
	佐藤 松 占 A-16	13・4・01	3・7・10	2・2・15	19・3・26					19・3・26	
	佐藤 松右エ門 A-17	5・2・25	6・7・20	1・2・02	13・2・17					13・2・17	
	佐藤 平左エ門 A-18	17・3・22	12・5・13	2・1・06	32・0・11					32・0・11	
	佐藤 弥惣右エ門 A-19	4・0・22	7・0・02	3・0・05	14・0・29					14・0・29	
	鈴木 弥 八 F-1	13・9・13	6・5・22	1・2・23	21・7・28	下真坂	・1・15			21・9・13	
	鈴木 専太郎 F-2	5・5・19	5・3・04	1・7・22	12・6・15	下真坂	2・0・03	・6・05	2・6・08	15・2・23	
	神	千葉 新左エ門 G-1	10・6・16	4・6・14	1・6・15	16・9・15	要害	2・7・08		2・7・08	
		佐藤 久二郎			・7・20	・4・24	沖要害	・5・10		・5・10	21・0・12
下真坂							・8・09		・8・09		
駒形							・04		・04		
要害							・18		・18	4・1・12	
沖要害			2・8・24	2・8・24							
佐藤 富 男				・1・02	・1・02				・1・02		
鈴木 福 治	1・5・28		・15	1・6・13					1・6・13		
鈴木 木 治			1・5・02	1・5・02					1・5・02		
小岩 ハル E-1			1・2・10	1・2・10					1・2・10		

□ は、その構成農家が字内に限られている同族集団（「親類付き合ひ」）の範囲。
 ○、△、※は、字を越える各同族集団を構成している農家。一筆毎七地台帳の名寄せ集計により作成。

第2表 明治期における本寺（骨寺）地区の耕地が、本寺地区の農家により所有されている割合

字	田	畑
要害	87.80%	97.40%
駒形	95.40%	89.20%
沖要害	97.10%	90.20%
若神子	77.80%	78.80%
下真坂	96.30%	100%
5字全休	88.60%	88.20%

回では済まず、2～3回の同じ作業が必要である。代掻きは1日でもう少し広い面積の作業も可能ではあるが、田植えと稲刈りも1日1人役5畝が目安であった。従って5畝が「ワッパカシゴト（割渉仕事）」の単位であった。なお当時は、面積の古い単位である刈も併用されていた。1畝（1アール）は10刈、1反（10アール）は100刈に相当する。従って、1ワッパカシゴトは50刈となる。人力による農作業は1日の仕事量がいずれの部門も5畝程度であるから、灌漑用水の配水上の都合からも、1枚が人力での投下労働量の限界である5畝程度の狭小な水田の方が適していた。

III 昔日の農業経営と中世の在家（結び）

聞き取りにより、年間の主な農作業の順に従って、第二次世界大戦（1941～1945年）頃の農作業を復元したい。

まず、この頃には畜力耕も行われていたが、鋤に頼る耕起である「手田打ち」⁵⁾も未だ併存していた。当時の本寺地区における水田の約半分は、「手田打ち」であった。「手田打ち」は、耕土の浅い部分に肥料効果を発揮し易い。「手田打ち」作業は、1日で1人役5畝（5アール）が限度で、これ以上は疲労のために不可能であった。「手田打ち」は1

耕起・代掻きに続いて、田植えには、新暦の6月1日頃から始めて、1カ月を要した。田植えも1日1人役で5畝が限界である。この頃、この農家で作付されていた主な稲の品種は、ヒヤミズシラズ（冷水知らず）、キヨニシキ、トヨニシキ、コガネヒカリ、亀の尾、陸羽132号などであった。1軒の農家でも、実に多種類の品種の稲が栽培されていたことが注目される。投下労働力の分散や灌漑用水確保が目的であり、冷害などの危険分散目的でもあった。当時はごく普通のことであった。

田植えが終了する6月末～7月初旬から除草作業開始までの合間に、畑において大豆の播種を行っていた。畑が多い字駒形や字沖要害においては重要な

農作業であった。この後に始まる水田の除草についても、東北地方のような寒冷地でも3番除草までは必要で、すべて手作業の手取りで⁶⁾あった。

稲刈りも1カ月を要し、大体10月20日頃から始めて11月中旬に終了すれば良い方であった。畜力耕が普及し始めていた当時でさえも、ここまでこれだけ多くの労働力と口数を要していたので、農作業の全てを人力に頼っていた時代の様相も、想像に難くない。ここまでの農作業は、わずかに普及始めた畜力耕を除けば、中世の在家絵図当時からほとんど変化はなかった筈である。

刈り取られた稲はその後、天日干しにされる。天日干しされた稲は、千歯扱ぎを用いて脱穀されるが、それでも1カ月を要した。近世中期に千歯扱ぎが發明される以前は、一般には扱ぎ箕や⁷⁾穂扱ぎ⁸⁾のような原始的な道具で脱穀を行っていた。なお、千歯扱ぎが足踏み式脱穀機に⁹⁾変わっても、半月を要した。脱穀に続く糶摺りはドンズルス(匕摺り)¹⁰⁾で行うのが当時は普通であったが、それ以前は木摺臼¹¹⁾、さらにその前は、弥生時代以来の立杵と臼を用いて杵の衝撃で糶摺りを行う方法が一般であった。糶摺り後の選別は、これも近世の發明による唐箕や万石通しが用いられていた。これもそれ以前は弥生時代以来、箕だけが唯一の道具であった。

このように、近世に發明された農具は、脱穀・糶摺り・調整の段階で使用されていたものの、耕起から稲刈りに至る主要期間に関しては、ほとんど昔口の作業から大きい進歩を見せていなかった当時の農業経営の様相が伺われる。なお、農閑期には、炭焼き、ケラ(稲藁の箕のカップ)、トバケラ(イグサの箕のカップ)などの制作の仕事も残されていた。

手作業がほとんどを占める時代においては、結(労働力交換)は不可欠であった。結の範囲は大体が「親類付き合い」(同族集団)であったが、「親類付き合い」のメンバーが少数であったような場合には、それ以外からも依頼していた。

但し、労働力交換とは言っても、無償の交換ではない。形式的にはガリ(銭貨のこと)を支払っていたのである。1日1人役=米1升分としてガリ(銭貨)で支払う。当時の米の価格は1升(容量1.8l)が30銭であったので、1日1人役30銭を支払っていたことになる。女性の場合は2人役で米1升、すなわち1日1人役15銭であった。いずれも実際は相互に相殺するが、差引で過不足を生じる場合には上記の割合で、現実に銭貨で調整していた。畑の場合には、これよりも率が低く設定されていた。

一般に言われているような、「結は、村落共同体の強い紐帯に裏付けられた無償の労働力交換であった」、とも言えないであろう。水田農業はきわめて個人的属性が濃く、稲の栽培そのものには共同体的規制は及ばない。労働力交換に関しても、この程度の、さほど強いとも言えない紐帯であった。共同体的規制が働いていたとすれば、灌漑用水の管理のみであろう。

前稿においても詳述した如く、在家絵図に描かれている小村落は、屋敷周囲の畠とその外側の水田経営に個々に当たる小農民から成る小村落の風景であった。各農民(農家)は水田に対して永続的請作権を有していたと考えられる。推定復元される個々の在家の数反程度の水田経営面積からは、描かれている屋敷に居住していたのは、決して大家族構成(複数の家族や傍系家族が居住しているような規模)ではなかった筈である。さらに絵図には性格上描かれていない畠も在家農民にとっては重要な再生産の場であった。多量の労働力の投下を必要とする水田経営に励みながら、労働力を畑作にも投入する姿は、第二次大戦頃に、なおも見られた。明治期の図面に見る畑地の多さとともに、水田・畠(畑)両者の経営に当たる在家農民の姿は、在家絵図当時から営々と続いていたと考えられよう。第二次大戦後の我が国の農業政策下で、農業が水田稲作だけに傾注し、畑での雑穀・陸稲・麦・大豆などの栽培が重視されることは少なかった。このような状況下で畑への関心も薄れ、畑作自体も衰退の一途をたどってきた点も見落とすべきではなからう。

在家絵図に描かれている小村落は、その後分家による戸数増加により、緩やかな同族集団を形成した。また、戸数増加とともに残されていた土地もほぼ開墾された。しかし、同族集団が集住することは無かったので、戸数増加によっても小村落の景観は変わらず、その同族的紐帯も微弱な状態が続いてきたと考えられよう。正確な実証には個々の農家の家系の復元による他はないが、本寺地区の村落は、当時における一般的な農村の景観と構造を維持してきたと考えられよう。

なお、「在家」の語について、筆者の考えを述べておきたい。この点も前稿において詳述した如く、在家は大家族構成の家の農民でもなく、農村地域において特別な地位を有していた農民でもない。ごく普通の小農民、英語に言う peasant である。語源は勿論「出家」に対する在家である。これが多用されるようになったのは、免税目的での出家者(僧・尼

僧)の激増期,いわゆる私度僧の激増期に、「そうではない農民」という意味で使用される頻度が高くなった事が考えられよう。これがやがて、一般の農民を示す語に転化したのであろう、と筆者は考えている。畿内やその周辺地域で名田による賦課方式が一般化しても、遠隔地では土地の広大さにもより名田方式は不可能であった。そこで、点在している家を単位にして賦課を行ったが、その際の単位が「在家」と称されたものと筆者は考えている。勿論、農地に対しての賦課の対象は水田だけで、畑地子が取られるようになったのも、ずっと後代のことと筆者は考えている。この段階では、「在家」の語は賦課の単位として使用されていただけであるから、在家が、個々の農民(人)を示したのか、それとも家(家族)を示したのかについては、ほとんど意味は無い。近世の名請人が年貢負担責任者個人であると同時に、負担単位の家(家族)を示していると同様である。

史料の欠如等手掛かりは限られているが、一層精密な耕地保有区画の遡及的復原から考察出来る在家絵図以降の小村落の変遷、同族的紐帯の形成過程の分析、民俗的事象の遡及、考古学の成果への期待(特に今後は在家屋敷の掘立柱跡の確認が必要)などの可能な手段を駆使して、より正確な在家の実態に迫ってゆきたい。前稿の冒頭においても触れた如く、絵図と史料の一致という点から在家の実態解明を通して、村落構造の変遷史的究明をできる場所は、ここを措いては存在しないからである。本稿では、前稿に続き精密な凶面の提供と、在家絵図に描かれた水田ブロックに関しての遡及的研究に留めた。

(謝辞)

前稿に引き続き、昔日の農業の復元に貴重な教唆を与えて下さった一関市巖美町の佐藤貞氏、佐々木知男氏に対して、深甚の謝意を表します。

注)

- 1) 岡村光展, 「骨寺村在家絵図に描かれた小村落一保有耕地の復元から考究する歴史時代における散居・小村落の成立と構造・(3)一」新潟大学教育学部紀要・3-1, 2010.
- 2) 前稿同様、盛岡地方法務局一関支部に保管されている明治22年頃作製の字限絵図を、筆者は字沖要害、字要害、字若神子についても精密に製図した。
- 3) 吉田敏弘『絵図と景観が語る骨寺の歴史』本の森, 100頁, 2008.
- 4) 同注4), 100頁。2008.
- 5) 「田うない」とも言う。鍬を用いて固くなっている水田の耕土を砕く荒起こし作業。鍬だけでは2~3回の田打ちが必要であり、犁による畜力耕が普及するまでは大変な重労働であった。新潟県・関東地方以東では、明治後期・大正期に改良犁が普及する以前は、考古学的にみても畜力による犁耕が行われた形跡は無い。これらの地域における1筆当たりの水田面積の極端な狭小さはこのことと関連しているように考えられる。これに対して、西日本では古代から長床犁が存在したことは、三田市の川除遺跡などの出上からも確認されている。
- 6) 「雁爪」と言う道具を手の指先につける以外は道具らしい物は無く、すべて手摺みで除草を行っていた。第二次大戦頃、雑草を巻きつけて除草する除草機が発明されたが、操作の困難性や鉄材の供出によりあまり普及しなかった。戦後は除草剤の普及が、夏のこの重労働から解放した。
- 7) 縦に割った竹の両端を紐で括り、その間を刈り取った稲穂を通して脱穀する原始的な道具。
- 8) 割った短い竹の先端を尖らせて横に並べた簡単な道具。尖らせた竹の先端部に収穫した稲穂をかけて手前に引き脱穀する。
- 9) 足踏みのペタルの動力で回転するドラムに鉄の突起が付いており、回転中のこの突起に収穫した稲穂をかけて脱穀する。
- 10) 固定された下臼と、回転させる上臼との摩擦で粃摺りを行う上臼。近世初期に中国から長崎に伝えられた粃摺り臼であることから、一般には「唐臼」と呼ばれている。近世中期には全国的に普及している。
- 11) 唐臼の普及以前は、同様な性質の木臼で粃摺りが行われているがこれは過渡的で、長くは弥生時代以来の方法で、臼と堅杵(立杵)を用いて行っていた。これは摩擦を利用した「粃摺り」ではなく、打ち降ろす杵の衝撃を利用する「粃衝き」であり、刈り取った稲穂の脱穀と粃衝きを兼ねて行う場合もある。側面に堅杵と臼を使っている様子を示す絵が描かれた弥生時代の銅鐸も出土している。